姓氏辨

姓氏の変ずるは人の世とも心竟姓をかハ子氏ハらなと
見えたるもなり天武天皇紀に十三年十月己卯朔の詔に八色の
姓を作る所謂朝臣真人以下なるも同日に宇山公以下十三氏に
姓を真人と賜ふと何ゝ色かゝるなるも弘仁の頃家多
親王姓氏録の表一千一百八十二氏を集しと云ふ有色うちの
変ゝ色あるゝ明らかに知れたるは姓氏録と云名目も姓と
氏とを記したる書なるハめ無名はけらしたる姓もう
ちと濟ひ氏の字もつゝしと通しくかゝ様なれ別ち三時
ハ姓ハかゝ様なるゝ朝臣真人の類氏ハうちなく源平藤橘の
の類なり後世なるも源の朝臣の姓を賜ふ橘朝臣の姓を賜ふ
と有もかゝ様を重むるなるも源平の氏計を賜ふとハ云し
貝原子姓とハ源平藤橘の類氏とハ新田足利の類と書ひ
三鑑の言ひ無妄説出しなるも今の苗字と云ひと氏とも見ゆる
人有今の苗字と云有しは太平保元平治の頃より盛なる起也
先ゝ有しハ地名なるゝ船名も俗に云有なり（一云ゆてハ氏と族とも云 一の氏族掛ると云書ハ見ゆる）
今の人の三所にたゝ今の称を別する雅俗をとるゝ交へ剰く
和漢を得ずさる故に混淆錯乱して姓氏の変辨なる
され源氏と書ハ無し源姓と云ハ不高源朝臣姓と云ハ
尚ほう又源ハ平ハ氏と云称せ尚ぬなり上古源氏批把